

自己資本の構成に関する開示事項（平成 28 年 12 月末自己資本比率）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成 28 年 12 月末		平成 28 年 9 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	776,976		763,196	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	556,980		549,226	
1c	うち、自己株式の額（ ）	47,207		47,201	
26	うち、社外流出予定額（ ）	-		6,031	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	383		343	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	70,679	47,119	62,162	41,441
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	848,039		825,703	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	4,487	2,991	4,440	2,960
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外のものの額	4,487	2,991	4,440	2,960
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	373	248	635	423
12	適格引当金不足額	21,235	14,157	20,605	13,737
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	29	19	30	20
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	22	15	29	19
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,897	1,265	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額		-	-	-	-
27	その他 Tier1 資本不足額		6,089		6,475	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		33,390		30,946	
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		814,649		794,757	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-		-	
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		-		-	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		-		-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		-		-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		1,009		414	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額		1,009		414	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		1,009		414	
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		7,098		6,889	
	うち、適格引当金不足額		7,078		6,868	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		19		20	
42	Tier2 資本不足額		-		-	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		7,098		6,889	
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)		-		-	
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)		814,649		794,757	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-		-	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	123		108	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	123		108	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	31,949		28,879	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額	31,949		28,879	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	82,072		78,987	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	642	428	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	7,081		6,868	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	3		-	
	うち、適格引当金不足額	7,078		6,868	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	7,723		6,868	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	74,348		72,119	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	888,997		866,876	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	6,729		4,324	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額	4,307		4,261	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額	47		63	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	2,374		-	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,502,976		6,315,927	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.52		12.58	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.52		12.58	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.67		13.72	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	85,282		74,710	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	8,512		8,216	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	123		108	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	746		651	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	32,962		31,846	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	18,000		18,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成 24 年 6 月に公表された「バーゼル に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成 28 年 12 月末		平成 28 年 9 月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	726,664		715,020	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	506,668		501,050	
1c	うち、自己株式の額()	47,207		47,201	
26	うち、社外流出予定額()	-		6,031	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	383		343	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	68,131	45,420	60,228	40,152
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	795,179		775,593	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,411	2,940	4,361	2,907
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	4,411	2,940	4,361	2,907
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	373	248	635	423
12	適格引当金不足額	28,829	19,219	28,686	19,124
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	29	19	30	20
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	350	233	387	258
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	22	15	29	19
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	1,584	1,056	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-

27	その他 Tier1 資本不足額	8,620		9,168		
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	43,475		42,028		
普通株式等 Tier1 資本						
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	751,704		733,564		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目						
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	-		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-		
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-			
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,009		414		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	1,009		414		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,009		414		
その他 Tier1 資本に係る調整項目						
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,629		9,582		
	うち、適格引当金不足額	9,609		9,562		
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	19		20		
42	Tier2 資本不足額	-		-		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	9,629		9,582		
その他 Tier1 資本						
44	その他 Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-		-		
Tier1 資本						
45	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	751,704		733,564		
Tier2 資本に係る基礎項目						
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	6		3		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	6		3		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		-		
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	29,989		27,134		
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額	29,989		27,134		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	79,996		77,138		

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	602	401	-	-
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9,612		9,562	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額	3		-	
	うち、適格引当金不足額	9,609		9,562	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	10,215		9,562	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	69,781		67,576	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	821,485		801,140	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	6,416		4,607	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)に係る額	4,231		4,183	
	うち、前払年金費用に係る額	325		361	
	うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)に係る額	47		63	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	1,811		-	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,260,019		6,066,651	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	12.00		12.09	
62	Tier1 比率((ト)/(ヲ))	12.00		12.09	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	13.12		13.20	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	78,514		67,873	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,314		3,036	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	6		3	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	292		250	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	32,689		31,597	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	18,000		18,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	

(注) 1. 上記は、平成26年金融庁告示第7号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼル」に基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)における開示様式に記載された項目番号です。